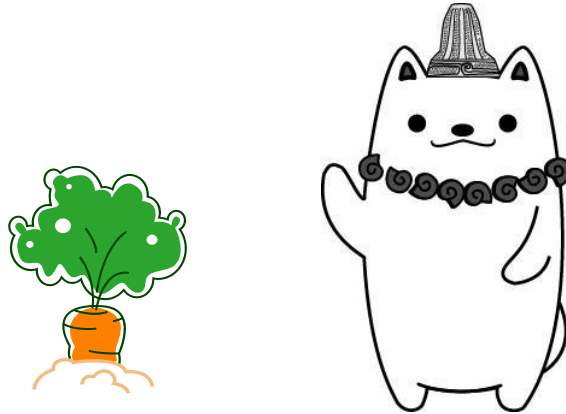


議題 1

平成29年度千葉市学校給食センターの予算
及び事業計画について

平成29年度

千葉県学校給食センターのあらまし



千葉県学校給食センター

— 目 次 —

NO.	項 目	ページ
1	学校給食の目的、目標について	1
2	管理運営組織について	2
	(1) 組織図	2
	(2) 所掌事務	2
	(3) 食数及び職員数等	2
3	千葉県学校給食センター運営委員会について	3
	(1) 運営委員会	3
	(2) 委員名簿	3
4	平成29年度千葉県学校給食センターの予算及び事業計画について	4
	(1) 特別会計予算	4
	(2) 年間事業計画	5
	(3) 学校別生徒数及び教職員数	6
5	千葉県学校給食センター設置管理条例	7
6	千葉県学校給食センター運営委員会規則	9

1 学校給食の目的、目標について

〔学校給食法〕

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実に資する学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

最終改正 平成27年 6月24日公布
平成28年 4月 1日施行